

令和7年度横手市立十文字中学校部活動運営方針

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

- ア 本校の重要な教育活動の一環と位置付け、教育目標「自ら学び 自ら取り組む生徒の育成」の具現化を目指す。
- イ 部活動を通じて個と集団における心身の健やかな成長と豊かな社会性を育み、よりよい人間関係づくりを育む。
- ウ 学年や学級の所属を離れた集団生活を通して、生徒が共通の興味・関心を追求していくことを援助するとともに、個性や自主性・社会性（自治的活動）、創造性を育てる。

(2) 部活動運営の基本方針

- ア 生徒の人間形成という点で大変効果のある教育活動であり、試合の結果のみにこだわるのではなく、生徒の好ましい人間形成を視点において指導にあたる。
- イ より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験したり、体力を向上させたり健康の増進を図ったりする。
- ウ スポーツにおけるフェア精神や礼儀（礼に始まり礼に終わる）などを指導することで、互いに相手を敬う生徒の育成を図る。
- エ 積極的で円滑な人間関係の醸成を通して、生徒の自主性や社会性の向上を図る。

(3) 運営の重点

- ア 生徒の自主性を尊重し、発達の段階に即した適切な指導の下に、自己実現を図らせる。
- イ 生徒の興味・関心、適性、能力等の伸長を考慮しながら、学習活動や諸活動とのバランスのとれた活動ができるように配慮する。
- ウ 活動中の事故防止に努めるとともに、保護者や地域社会の理解と協力が得られるように配慮する。
- エ 生徒の健康・安全管理及び練習効果、地域や家庭との触れ合い等を考慮し、平日1日（原則月曜日）、週末1日を部活動休止日（第1・3は日曜日）とする。（長期休業日も同じ）
- オ 各種大会・コンクール等に照準を合わせた計画的かつ効率的な活動に心掛ける。（各部で月間練習予定表等を作成し、生徒・保護者に連絡する。）

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

- ア 学校教育目標及び「横手市立中学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「横手市立十文字中学校部活動運営方針」を策定する。
- イ 「部活動担当者会」を設置し、部活動の在り方や、生徒の安全管理や事故防止等について、必要に応じて協議し共通理解を図る。
- ウ 各部活動担当者に、年間の活動計画、各月の活動計画を作成させこれを公表する。

(2) 指導者の取組

- ア 主体的に活動に取り組み、部活動の目標や課題解決を自ら考え、努力できる自律した生徒を育てる。
- イ 部活動を通して他者と尊重し合いながら関わり、仲間や所属部活動のために貢献しようとする生徒を育てる。
- ウ 大会やコンクール、日々の活動を振り返り、効果的な活動となるように見通しをもって取り組む生徒を育てる。

3 運営の実際

(1) 入部・退部・転部の届出について

- ア 部活動への入部については、毎年度4月に保護者の承認を得た「入部届」（1年生）を校長に提出する。
- イ 退部や転部については随時受け付けるが、所属している本人、保護者、学級担任、部活動の担当者が十分に話し合った上で届け出るものとする。

(2) 計画の作成について

- ア 部活動担当者は、年間の活動計画、各月の活動計画を作成し、校長の了承を得た上で生徒、保護者に周知する。

(3) 活動の費用について

- ア P T A会員の各世帯から年間3, 6 0 0円を会費として徴収し生徒活動費に組み入れる。その管理については学校事務が行う。
- イ 生徒活動費は各種大会、コンクール等に出場する際の補助として運用する。
- ウ 大会参加費、熱中症対策費は生徒活動費から補助し、プログラム代金は個人負担とする。宿泊を伴う場合、食事代は個人負担し、栄養費として一人1, 0 0 0円を補助する。競技敗退によるやむを得ない事情で後泊しなければならない場合は学校判断とするが、秋季大会は個人負担とする。

(4) 活動時間について

- ア 夏季・秋季（4～11月）は18時15分まで、冬季（12月～3月）17時45分までとする。
- イ 市総体直前には部活動強調期間を設定し、大会に備えて十分な活動ができるように配慮する。
- ウ 活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。

(5) 休養日について

- ア 平日は週1日の休養日を設ける。原則として毎週月曜日を休養日とする。
- イ 第1、第3日曜日は、年間を通し原則として休養日とする。
- ウ 週末の休日は少なくともどちらか1日を休養日とする。
- エ 招待大会等の参加で、土日と連続した大会に参加した場合は、別に休日を設ける。

(6)大会やコンクールへの参加について

- ア 部活動担当者は、公式大会等以外の大会やコンクールへの参加について、各部の実態や生徒の状況を踏まえる。
- イ 第1・3日曜日の招待大会の参加については事前に必ず校長の許可を得る。
- ウ 校長は、大会参加の回数や休養日の設定、生徒や顧問の負担について判断し助言を行う。

(7)外部指導者・外部コーチについて

- ア 各部の状況により、外部指導者・外部コーチを依頼する場合には、各部活動担当者が校長に対し、「外部指導者・外部コーチ登録申請書」を提出する。
- イ 4月に外部指導者の顔合わせ会を行って、十文字中学校の部活動運営方針を共通理解し、体罰やハラスメント防止を図る。
- ウ 指導に当たっては学校担当者との連携を密にし、教育活動の一環として学校の方針の下で適切な指導を行う。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント（安全管理・指導体制）

- ア 学校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、運動部文化部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。
- イ 部活動担当者は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康及び安全の確保に努める。

(2) 施設・設備・用具等の管理

- ア 学校長は、使用する施設・設備・用具等の安全性について確認し、安全面に十分に注意して指導助言する。
- イ 部活動担当者は安全面に不備がある場合には速やかに管理職に報告する。

(3) 生徒の健康状況の把握と配慮

- ア 部活動担当者は万が一に備え、各校の「学校危機管理マニュアル」を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認する。
- イ 「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や熱中症アラーム等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。

(4) 環境条件への対応

- ア 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。また、暑さ指数（WBGT）が31度以上の場合は、屋外の運動を原則として行わない等、適切に対応すること。
- イ 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

- (1) 体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、「蹴る・殴る」等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。
- (2) パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。
- (3) 体罰や不適切な言動等により、学校教育に対する信頼が著しく失われることを認識するとともに、発達の個人差や個々の成長における体と心の状態等に関する正しい知識を得るため、体罰等に関する資料等を活用し、研修に努める。
- (4) 学校事務担当者は、適切な金銭処理とともに、部活動担当者が直接金銭に触れないように配慮する。

本方針は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。